

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 日本年金機構で使用する高圧電力（東北電力管内）
- (2) 需要場所 別添 1 のとおり。
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等（各需要場所の詳細は、別添 1 のとおり。）

- (2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 契約電力：実量制とし、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（目安として別添 1 に令和 8 年 4 月の予定契約電力を記載する。）

- ② 予定使用電力量：別添 1 のとおり。

- (3) 供給期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 : 0 0

至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0

- (4) 需給地点

需要場所における受電設備の終端接続部接続端子と給電者の設置した終端接続部接続端子との接続点。

- (5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

- (6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

- (7) 主体的業務等の再委託の禁止

当該業務の実施にあたり、主体的部分（業務の全体管理、電力の供給、及び費用の請求）を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。

- (8) 対価の支払方法

- ① 月毎に各需要場所の契約電力、力率、使用期間、使用電力量、燃料費調整（単価含む）、請求金額等明細内訳を記載した報告書（任意様式）を作成し、その内容について、日本年金機構職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。

- ② 上記①の検査に合格後、対価の支払いを、日本年金機構の出納責任者に月単位に請求す

ることができる。

(9) その他

- ① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、東北電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ② 契約年度における電力供給が終了後、3 か月以内に供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添4を「3（3）担当部署」へ送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添4提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様を満たしていない場合、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを「3（3）担当部署」へ提出する等により補修すること。
- ③ 仕様書で一義に定まらない事案があることを把握した時、または仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、別途「3（3）担当部署」の指示に従うものとする。

3 入札参加に関する注意事項

(1) 事前提出書類

「適合証明書（別添2-1）」及び「供給実績証明書（別添2-2）」を令和7年12月2日（火）正午までに「（3）担当部署」に提示すること。

提示された書類に関し、環境配慮基準に適合し、本案件の履行能力を有すると認められた者のみ応札が可能であり、審査結果は、令和7年12月9日（火）18時までに「（3）担当部署」より電話で連絡を行う。

(2) 仕様書に関する質疑

仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、別添3の質問書を作成のうえ、「（3）担当部署」に電話連絡後、令和7年11月11日（火）正午までにFAXにより提出を行うこと。質問事項に対する回答は、令和7年11月20日（木）18時頃に日本年金機構HPに掲載する。

(3) 担当部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

T E L 03-6892-0727 F A X 03-6892-7993

1. 概要			2. 仕様（1）供給電気方式等						令和8年4月～令和9年3月の使用電力量見込（単位：kWh）												
エリア	拠点数	契約電力 (KW)	供給電気方式	供給電圧（V） （標準電圧）	計量電圧（V） （標準電圧）	標準周波数（H z）	受電方式	蓄熱式負荷設備の有無	令和8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	合計
日本年金機構で使用する高圧電力（東北電力管内）	37	2,526	交流 3 相 3 線式	6,000	6,000	50	※別添 1 を参照		238,965	211,527	245,052	306,582	328,527	265,816	229,435	279,725	422,001	464,734	439,315	367,077	3,798,756

概要									【参考】令和8年4月～令和9年3月の使用電力量見込（単位：kWh）													
項番	エリア	需要場所	需要場所住所	受電方式	契約電力 (KW)	蓄熱式負荷設備の有無	検針方法	計量器構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
17	東北	むつ年金事務所	青森県むつ市小川町2-7-30	1回線受電	66	無	自動検針	本線	5,933	4,826	5,878	7,418	7,386	6,148	5,311	7,510	11,530	11,558	10,856	9,267	93,621	3,798,756
18	東北	八戸年金事務所	青森県八戸市城下4-10-20	1回線受電	107	無	自動検針	本線	10,597	9,415	10,440	12,926	13,007	10,532	9,238	11,894	21,011	21,188	17,488	15,154	162,890	
19	東北	弘前年金事務所	青森県弘前市外崎5-2-6	1回線受電	101	無	自動検針	本線	6,564	5,653	6,625	8,084	8,198	6,924	6,197	9,082	17,062	20,284	18,044	12,597	125,314	
20	東北	盛岡年金事務所	岩手県盛岡市松尾町17-13	1回線受電	69	無	自動検針	本線	6,839	6,726	7,815	8,805	8,921	6,757	6,798	9,797	13,927	14,842	15,016	13,668	119,911	
21	東北	花巻年金事務所	岩手県花巻市材木町8-8	1回線受電	54	無	自動検針	本線	3,714	2,863	3,272	3,999	4,887	3,697	3,166	4,523	8,026	11,759	11,843	9,195	70,944	
22	東北	二戸年金事務所	岩手県二戸市福岡字川又18-16	1回線受電	51	無	自動検針	本線	3,811	2,770	2,660	3,094	3,333	2,638	3,040	5,804	9,927	10,014	9,341	8,166	64,598	
23	東北	一関年金事務所	岩手県一関市五代町8-23	1回線受電	104	無	自動検針	本線	4,999	4,079	5,369	6,824	7,327	5,566	4,271	6,792	11,598	12,798	11,307	8,998	89,928	
24	東北	宮古年金事務所	岩手県宮古市太田1-7-12	1回線受電	42	無	自動検針	本線	4,403	3,331	3,601	4,511	4,742	3,906	3,692	4,841	7,244	7,540	7,135	6,703	61,649	
25	東北	仙台東年金事務所	宮城県仙台市宮城野区宮城野3-4-1	1回線受電	121	無	自動検針	本線	10,439	9,094	11,821	16,431	18,484	14,018	9,950	14,271	19,926	22,317	20,141	17,600	184,492	
26	東北	仙台南年金事務所	宮城県仙台市太白区長町南1-3-1	1回線受電	56	無	自動検針	本線	6,484	8,520	9,196	11,498	12,465	9,951	8,085	6,310	7,486	7,691	7,006	7,375	102,067	
27	東北	大河原年金事務所	宮城県柴田郡大河原町字新南18-3	1回線受電	84	無	自動検針	本線	6,322	6,294	7,845	9,951	10,598	8,313	6,614	8,748	12,404	13,644	12,676	10,360	113,769	
28	東北	仙台北年金事務所	宮城県仙台市青葉区宮町4-3-21	1回線受電	72	無	自動検針	本線	8,762	6,982	8,639	11,503	13,264	9,921	8,184	10,164	14,449	16,570	15,160	13,487	137,085	
29	東北	石巻年金事務所	宮城県石巻市中里4-7-31	1回線受電	34	無	自動検針	本線	4,184	3,926	4,958	6,853	7,555	5,751	4,415	4,428	6,039	6,644	6,074	5,372	66,199	
30	東北	古川年金事務所	宮城県大崎市古川駅南2-4-2	1回線受電	60	無	自動検針	本線	4,550	4,162	5,190	7,193	8,439	6,399	5,058	5,127	8,079	9,338	8,435	7,969	79,939	
31	東北	秋田年金事務所	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-20	1回線受電	77	無	自動検針	本線	11,052	9,423	9,736	11,042	10,972	10,166	10,184	13,581	18,914	21,155	19,100	19,296	164,621	
32	東北	鷹巣年金事務所	秋田県北秋田市花園町18-1	1回線受電	83	無	自動検針	本線	7,042	5,904	7,309	8,864	10,226	8,190	6,537	9,961	17,061	17,841	16,292	13,018	128,245	
33	東北	大曲年金事務所	秋田県大仙市大曲通町6-26	1回線受電	78	無	自動検針	本線	6,222	5,704	6,254	7,106	8,106	6,503	5,861	7,075	12,620	13,070	11,982	9,782	100,285	
34	東北	本荘年金事務所	秋田県由利本荘市表尾崎町21-2	1回線受電	59	無	自動検針	本線	5,096	3,514	3,820	4,268	5,769	4,441	3,779	4,939	8,619	9,751	9,568	8,253	71,817	
35	東北	山形年金事務所	山形県山形市あかねヶ丘1-10-1	1回線受電	102	無	自動検針	本線	10,436	8,327	10,043	11,741	12,892	10,062	9,106	10,951	17,051	20,108	18,595	14,317	153,629	
36	東北	寒河江年金事務所	山形県寒河江市大字西根字石川西345-1	1回線受電	53	無	自動検針	本線	3,305	2,954	3,701	4,489	5,075	3,811	3,042	4,755	10,544	12,432	12,723	6,908	73,739	
37	東北	新庄年金事務所	山形県新庄市五日町字宮内225-2	1回線受電	23	無	自動検針	本線	3,972	3,820	3,931	4,314	4,580	3,875	3,862	4,092	5,813	6,380	6,038	6,153	56,830	
38	東北	鶴岡年金事務所	山形県鶴岡市錦町21-12	1回線受電	52	無	自動検針	本線	6,474	5,667	6,501	8,145	9,073	7,202	6,319	7,458	11,130	12,545	11,705	9,899	102,118	
39	東北	米沢年金事務所	山形県米沢市金池5-4-8	1回線受電	67	無	自動検針	本線	5,403	4,734	5,780	6,951	7,457	6,204	5,417	6,687	11,337	12,963	11,676	9,216	93,825	
40	東北	東北福島年金事務所	福島県福島市北五老内町3-30	1回線受電	97	無	自動検針	本線	8,072	7,513	8,807	11,880	12,455	9,604	8,689	10,431	14,162	15,419	14,854	12,630	134,516	
41	東北	平年金事務所	福島県いわき市平字童子町3-21	1回線受電	72	無	自動検針	本線	6,551	6,214	7,221	9,988	10,269	8,267	6,864	6,964	9,529	10,282	10,005	8,942	101,096	
42	東北	相馬年金事務所	福島県相馬市中村字桜ヶ丘69	1回線受電	51	無	自動検針	本線	4,214	3,524	4,657	6,749	7,345	5,679	4,449	4,510	6,894	7,599	7,498	6,716	69,834	
43	東北	郡山年金事務所	福島県郡山市桑野1-3-7	1回線受電	94	無	自動検針	本線	9,768	7,679	9,068	12,134	12,969	10,056	8,454	11,569	15,850	17,897	16,468	14,368	146,280	
44	東北	白河年金事務所	福島県白河市郭内115-3	1回線受電	63	無	自動検針	本線	7,065	5,842	6,284	7,742	8,316	7,009	6,165	7,259	9,437	10,044	10,442	9,124	94,729	
45	東北	会津若松年金事務所	福島県会津若松市追手町5-16	1回線受電	106	無	自動検針	本線	6,754	5,736	6,925	9,129	10,034	8,185	6,326	7,937	15,364	17,541	18,943	11,706	124,580	
46	東北	新潟東年金事務所	新潟県新潟市中央区新光町1-16	1回線受電	75	無	自動検針	本線	5,388	4,769	5,333	6,623	6,843	5,907	5,009	6,264	8,680	9,199	9,009	7,039	80,063	
47	東北	新潟西年金事務所	新潟県新潟市中央区西大畑町5191-15	1回線受電	118	無	自動検針	本線	12,600	11,190	12,790	16,113	17,535	14,548	12,526	12,783	18,802	20,378	19,336	15,948	184,549	
48	東北	長岡年金事務所	新潟県長岡市台町2-9-17	1回線受電	49	無	自動検針	本線	7,744	7,795	8,009	8,879	8,591	7,731	7,962	7,772	9,456	9,532	9,807	8,472	101,750	
49	東北	上越年金事務所	新潟県上越市西城町3-11-19	1回線受電	32	無	自動検針	本線	5,182	4,510	5,738	6,839	6,617	6,026	5,222	5,277	6,184	6,636	7,177	5,838	71,246	
50	東北	柏崎年金事務所	新潟県柏崎市幸町3-28	1回線受電	51	無	自動検針	本線	4,146	3,689	4,076	5,797	5,788	4,939	4,353	4,799	6,853	7,162	7,285	5,749	64,636	
51	東北	三条年金事務所	新潟県三条市興野3-2-3	1回線受電	51	無	自動検針	本線	6,129	6,050	6,144	6,802	6,947	6,281	6,191	6,384	8,035	9,182	9,508	7,210	84,863	
52	東北	新発田年金事務所	新潟県新発田市新富町1-1-24	1回線受電	27	無	自動検針	本線	4,318	4,265	4,456	5,062	5,095	4,436	4,501	4,629	5,615	5,928	5,450	5,526	59,281	
53	東北	六日町年金事務所	新潟県南魚沼市六日町字北沖93-17	1回線受電	25	無	自動検針	本線	4,431	4,063	5,160	6,835	6,967	6,173	4,598	4,357	5,343	5,503	5,332	5,056	63,818	

適 合 証 明 書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（東北電力管内）

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2. 令和 5 年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和 5 年度 1kWh あたりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2/kWh)		
②	令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	有・無	

① ～ ④の合計点数	
------------	--

注 1) 1 の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始から 1 年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から 1 年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注 2) 2 の「自社の基準値」及び「点数」には、別添 2 - 1（配点資料）により算出した値を記載すること。

注 3) 1 の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2 の合計点数が 5 0 点以上 となった者を本案件の環境配慮基準に適合した者とする。

注 4) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

日本年金機構で使用する高圧電力(東北電力管内)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減にかかる取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が50点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
	0.520 以上	0
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が50点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表)「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素係数」は、次の数値とする。 令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料

	等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用料の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。 （算定方式） $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によ

	って他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh）） ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh） 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

供 給 実 績 証 明 書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（東北電力管内）

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

㊞

当社が取り扱う電力供給（販売）量について、下記のとおり相違ないことを証明します。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 電力供給（販売）量の合計	kWh
---	-----

注 1）上記を示す書類を添付すること。

注 2）上記数量は、日本国内で供給（販売）したものとし、地域は問わない。

注 3）上記数量が、仕様書別添 1 の予定使用電力量以上である者を、本案件の履行能力を有する者とする。なお、複数の案件に参加する場合は、上記数量が参加する案件の予定使用電力量の合計以上であること。

注 3）提出期限：令和 7 年 1 2 月 2 日（火）正午（必着）

注 4）提 出 先：〒 1 6 8 - 8 5 0 5

東京都杉並区高井戸西 3 - 5 - 2 4

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

TEL：0 3 - 6 8 9 2 - 0 7 2 7 FAX：0 3 - 6 8 9 2 - 7 9 9 3

日本年金機構で使用する高圧電力（東北電力管内）の質問（回答）書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 様

所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL番号

提出者

⑩

番号	質 問	回 答

【質問書提出期限】令和7年11月11日（火）正午まで
【質問書提出方法】FAX（ 03-6892-7993 ）
【質問書の提出先】日本年金機構 本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

特定電源割当証明書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（東北電力管内）

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 様

所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL 番号

㊞

下記契約において、以下の通り電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、日本年金機構に移転したものと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 対象拠点（お客様番号、需要施設名、需要施設住所、契約電力）
別添4別表のとおり

2 供給期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別添4別紙のとおり）

区分	令和8年 4月	令和8年 5月	令和8年 6月	令和8年 7月	令和8年 8月	令和8年 9月	令和8年 10月	令和8年 11月	令和8年 12月	令和9年 1月	令和9年 2月	令和9年 3月
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】												
供給電力量 (kWh) 【B】												
再エネ比率 (%) 【C】												

【照会先】
日本年金機構
会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当
TEL：03-6892-0727
FAX：03-6892-7993

環境価値の属性情報

項番	環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	発電期間	認証番号	環境価値移転量 (kWh)
例	FIT非化石証書（再エネ指定）	●●発電所	●●県●●市●●	太陽光	令和●年●月●日～令和●年●月●日	●●	●●
例	非FIT非化石証書（再エネ指定）	●●発電所	●●府●●市●●	風力	令和●年●月●日～令和●年●月●日	●●	●●
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計（kWh）							

項番	お客様番号	需要施設名	需要施設場所	契約電力
例	9 8 7 6 - 5 4 3 2	〇〇年金事務所	〇〇県××市△町1-2-3	40kW
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				